

# 市民の力で「放射能汚染防止法」を制定しよう！

## — スタート宣言 —

2011年3月、東京電力・福島第一原子力発電所が爆発し、ヒロシマ原爆20個分以上の放射性物質が大気中に撒き散らされただけでなく、高濃度の汚染水が海中に投棄されています。原発事故から8ヶ月が経ちましたが、何ら問題解決されず、私たちはかつて経験したことのない放射能汚染の恐怖にさらされています。

このような中、未だに、一部の政治家や専門家が「スポット的に放射能の数値が高くても、その場に居続ける訳ではないので問題はない」と語る言葉を、もう誰も信じてはいません。25年前、チェルノブイリ原発事故が起き、その時点で、原発の安全神話は崩壊していたはずです。しかし、国も電力会社も、事故は外国で起きたことであり、科学技術が進歩している日本で起きることはないとして原発を推進してきました。こうした姿勢は、福島原発事故後も変わることなく、さらに、野田首相は原発輸出をすすめるようとしています。今回の事故を、「想定外」の一言で責任逃れすることは絶対に許してはなりません。

農産物や海産物、家畜が放射能被害を受け、さらに、母親の母乳からもセシウムが検出されました。内部被曝による健康被害が大きな問題として突きつけられています。これだけ大きな事故を起こしたにもかかわらず、誰も責任を取らず、罪にも問われていません。何故なら、放射性物質が公害関係法から除外されているからです。

国は、8月26日、がれき対処の汚染特別措置法を制定しましたが、放射性物質の定義や排出者責任は盛り込まれていません。場当たりに成立させ、福島原発事故だけに適用されるもので根本的な問題解決にはなりません。

現在の原子力関連の法律は、原子力を利用するために作られた法律であり、原発の安全基準も原発推進という枠内のものです。環境・公害問題については、環境基本法や公害防止法など一連の法律がありますが、放射性物質を適用除外しており、これからの脱原発時代には役に立ちません。脱原発とそれに続く廃棄物の始末は、気の遠くなるような長い長い汚染との戦いになります。これ以上、放射能汚染物質を増やさず、今現実に警告されている老朽化原発の事故を阻止し、脱原発を早めるためにも「原発推進」から「汚染防止」の法体系に転換することが必要です。

私たちは、子どもたちを放射能被害から守り、次世代に持続可能な社会を引き継ぐため、国の放射能汚染に対する抜本的な対策を求め、排出者責任などを盛り込んだ法律の制定をめざします。

市民による法案づくりを行い、今こそ、原発のない社会を実現しましょう。

2011年11月11日

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会